

昭和二十九年三月十八日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事古屋 菊男君 理事長谷川 保君

理事岡 良一君

助川 良平君

安井 大吉君

滝井 義高君

柳田 秀一君

山口シヅエ君

出席政府委員

(厚生事務官)

(業務局長)

(厚生事務官)

(社会局長)

(厚生事務官)

(業務局長)

(厚生事務官)

(社会局長)

(厚生事務官)

(業務局長)

(厚生事務官)

(社会局長)

(厚生事務官)

(業務局長)

(厚生事務官)

(社会局長)

(厚生事務官)

(業務局長)

(厚生事務官)

(社会局長)

(厚生事務官)

(業務局長)

(厚生事務官)

(社会局長)

(厚生事務官)

(業務局長)

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

(予)

医業関係審議会設置法案(内閣提出第八二号)

医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号(予))

あへん法案(内閣提出第八九号)

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

大蔵委員会に意見申入の件

○小島委員長 これより会議を開きます。

まず委員諸君に御相談申し上げたいことがございます。租税特別措置法中消費生活協同組合に対する課税に関する問題について、現在租税特別措置法の一部を改正する法律案を審議いたして、おりました大蔵委員会に対し、申入れを行うべきであるとの意見が強いと存じますので、昨日の理事会においてましまりました申入れの文案をまず朗読いたします。

租税特別措置法中消費生活協同組合に対する課税に関する件

昨年七月第十六回国会において、貴委員会は、消費生活協同組合に対する課税につき特に附帯決議を行つてゐるが、当委員会としては、現下の社会経済情勢下における消費生活協同組合事業の使命にかんがみ貴委員会が目下審議中の租税特別措置法

の一部を改正する法律案中において、前回附帯決議の趣旨の法制化のため特別な措置を講ぜられんことを申し入れる。

以上の意見を大蔵委員会に申し入れることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

○小島委員長 次に消費生活協同組合法の一部を改正する法律案、医業関係審議会設置法案、あへん法案、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案及び医療法の一部を改正する法律案以上八法案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。岡良一君。

○岡委員 この前大臣の御出席のときに、現在をわけて反社会的な悪影響を及ぼしてゐるヒロポン中毒患者について、この際すみやかに厚生省として適切な措置を講ずべきではないか、この責任ある措置については、きくべきくれば本国会中に必要なる立法等の措置も講じてもらいたい、こういう趣旨の要求をかねていたしておたのであります。その点についておたふ具体的にお尋ねしたいと思ひます。

まず第一に、何と申ししましてもヒロポンがこうして広く世の中に流れて、その注射が行われておるといふことについて、現在どのような手ばかりがあ

り、どういふところにどういふヒロポン中毒の原因があるのか、いわば現在の取締りが及ばないために一つの盲点があることは事実が証明してあるが、どういふところにどういふ盲点があるのか、これは阿片中毒の場合とはほとんど同様な事態にもなると思ひますので、あへん法案の質疑に関連をしてお尋ねしたいと思ひます。

○高田政府委員 今日ヒロポンの中核といふものは非常に大きな社会問題になっておりますことは、御指摘の通りであります。それでどういふ点に盲点があるかといふことの御質問であります。あるいはばつたりしたお答えにならないかとも存じますが、御承知のように、ヒロポンを合法的につくり、合法的に使用をいたしておるいわゆる合法面のヒロポンは、量も非常に限られたものでありまして、またその扱ひ者も非常に限定をされておりますが、さういふ合法的なヒロポンといふゆるヒロポン禍の原因になつておりますヒロポンとは全然別な世界になつておる。合法的なヒロポンが流れて云々いたしたといふことはこれはないのでございませう。いわゆる密造、密売による全然別の世界のヒロポンが社会に非常な害悪を流しております。

しかばこのヒロポン禍に対していかなる対策を講ずべきかといふ問題に相なると思ひますが、その際問題となります点として、先般も参議院の厚生委員会でも、御議論があつたのでございませうが、一つはヒロポンの関

係の取締りについて罰則が軽いために大して取締りの効果が上つておらない、法律で規定しております罰則は三年以下五万円でございますかでありませうけれども、

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

法律で規定されておる程度の罰則を食つた者はほとんどない。検査をし、送検をいたし、公判になりました結果は、大部分の者が起訴猶予になつたりあるいは執行猶予になつたり、罰金刑くらいで助けられておる。さういふところが取締りを十分に徹底できない一つの原因になつてゐるのではないだらうかといふうなことが、御議論になつておつたようでございませう。この点が一つ、それからもう一つは、取締りだけを十分にやりましたも、中毒者が多数あるようでは、需要がどうしてもそこに存在するわけであるから、これによつて利益を受ける密造、密売がどうしてもあとを絶たないであらう。従つてこの中毒患者を一定の場所に収容して治療を施すとか、中毒患者を一定期間社会から隔離するといふうな目的をもつて、収容の施設を考へて行かなければ、百年河清を待つがごときことであるといふうなことも、問題の一つとして議論をされておつたようでございませう。

これらの取締りの強化の点、中毒患者に対する対策の点、かような点が非常に重要な点の一つではないかと存ずるのでございませうが、その他に私ど

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

もの考えますところは、啓蒙と申しますか、ヒロポン禍の恐るべきことを十分に世の人々に知つていただくというふうなことも、なか／＼輕視できない大きな問題だと考えておるのでございます。それで先般も、私ちようどそのときにおりませんでしたが、岡先生の大臣に対する御質問で、ヒロポンは今日医療上はさして必要のないものであるかもしれないから、根本的にこれの使用も製造も禁止してしまつて、この世の中から合法的なヒロポンというものをなくするということがいかにあるかというふうな御質問があつたように拝承いたしております。これは専門家の一人であられる岡先生の御意見でございますので、私どももその点について十分研究をいたしてみたい、実はかように考えておるのでございますが、聞くところによりますと、現在の覚せい剤取締法が制定されます際も、つくつたり使つたりすることを全然できなくしてしまつてはいないかという御意見も最初あつたさうであります。しかし専門家の間から、いや／＼やつぱりこれは必要なものだから、全然なくしてしまふことはいかかなものであるうかというので、現在のような覚せい剤取締法ができたといういきさつがあるやに仄聞をいたしております。さうでないいきさつもございしますし、医療上これがはたして必要なものであるか、なくては済むものであるかという点については、慎重な検討を加えて参らなければならぬと思ひますので、私ども省内におきましても、関係の向きと相談をしますとともに、他の有識の方々にも御意見を拝聴して研究

をいたして参りたい、かように考えます。ただその問題とは別個に、先ほど申し上げましたように、合法的なヒロポンと非合法的なヒロポンとは全然ルーツが別であつて、ヒロポン禍の原因になつておるのは、いわゆる密造、密売によるヒロポンである、こういうことを考へてみ、なお麻薬取締りの現状、すなわち麻薬取締法においては、ヒロインというものは製造も使用も全然認めておりません。ところがこの麻薬事件の大部分はヒロインでございます。さうな実情とあわせ考へまして、ヒロポンを全然つくれないあるいは使えなくしてみた場合に、ヒロポン禍に対する効果が上るかどうかどうだろうかという点につきましても、私は実は相當な疑問を今日のところ持つておるのでございます。

以上のように、大体の大筋は考へておるわけでございます。法律でも改正してはどうかという御意見でございますが、その点につきましては、たゞいま私どもの方で政府提案でこの法律に手をつけるという予定はいたしておりませんが、参議院の厚生委員会の方で、現在の法律に若干の手を加えて、ヒロポン禍の問題に対処したいという御意図で、御研究が進んでおるやうに承知しております。多分この国会で御提案の運びに至るのではないかと想像いたしておるやうなわけでございます。

隊を駆使するための興奮剤としてヒロポンが使われたのである。戦後こういうものがあるということがおかしいんです。しかも治療上から言ふならば、ヒロポンの禁断症状に対しては、ヒロポンがなくても他の方法は幾らでもある。だれかヒロポンは必要であると言われたが、その人の道徳性を疑わざるを得ないと思う。しかもそれがあなたの指摘したような、いわゆるやみのヒロポンとなつて、戦争中の兵士の疲労を防ぐという目的ではなく、人間の最も断ちがたい本能と結びついて悪用されてゐる。そこでヒロポン中毒患者の反社会性としても離れたい集團ができてゐる。これが現在におけるヒロポン禍の大きな原因になる。だから問題は、御指摘のように、ヒロポンをつくらない、日本の国からヒロポンの一滴までも驅逐する。このくらの腹構えでからなければ、この問題は解決しない。といつても從來それはモルヒネや阿片等であつて、経験しているように、網の目から漏れるものもなかなかあるでしょう。そこでヒロポンの中毒患者ではないが、自己の利益のためにヒロポンを扱う、こういうたぐいに対しては——ヒロポンの原料となるものをどこから入手するかは知りませんが、その目的のためにこういうものを所持する行為、また自己の中毒のために、余儀ない生理的必要からヒロポンを求めている者に対して、いわゆる弱みにつけ込んで非人道的にこれらに売り渡すために、アンブルに入れて注射液をつくるという行為は、徹底的に取締らなければならぬ。これを取締るのはどうかと思ふことでは、ここまで広がつたヒロポン禍はどうに

もしやうがないのではないか。もちろん啓蒙も大事だが、たとへば犯罪を犯して刑務所に入つた、よく調べてみたところが、ヒロポン禍であつた。犯罪を犯さしめてしまつてから、ヒロポン禍であるといつて、その責任を追究してみてもしやうがない。問題は犯さしめないようにする、いわばヒロポン中毒患者であり、かつまた反社会的な犯罪を行ひ得る疑いのある者に対して、何らかこれを行わしめないやうな特定の施設なり——これはできると私は思ふのです。やはりこれは伝染病と同じやうなもので、微菌が伝染しないまでも伝染になるのです。中毒患者ということになればやはり民法上も独立した人格としてはいろいろ疑義もあるわけなので、しかもこれがさういふ反社会的な行動を起すところの疑いが十分に、ある、可能性が十分にあるというのなら、やはり国が施設を建てて——精神衛生法の中でも広くうたつてあるのですから、予算をとつて、さうして特定の施設にでも入れてやつてそのヒロポンを抜いて行く、啓蒙宣伝もさることながら、こういうことを積極的に行ふべきじやないかと私は思ふのです。一方では利益のためにヒロポンを売る者、あるいは薬品を所持する者、あるいはまたそれをアンブルに入れて注射液し得る段階におけるものを持つてゐる者、こういうものを単に摘発して、一万円や二万円の罰金ならば利益を換算すれば罰金を出しても安いものだといふことでは問題にならない。このところはもつと具体的に考慮しておられたいのかどうか。参議院ではおられるが、当然これは厚生省の重要な

責任事項であるので、さういふ御用意がないか。

いま一つは、現在さういふことになつておる人について、家族の了解を得て当人——当人だつて決して満足しておらないでしやうから、やはり当人にもある程度の納得を得るなり、またさういふ犯罪がかつてあるといふことなら精神衛生法の適用の中に入れて、もつと精神衛生の方に予算を組んで、そして所在の精神病院なら精神病院にでも収容してヒロポン中毒を断ち切つてやる、さういふ取扱ひをすることにいつての積極的な考へがないかといふことを重ねてお尋ねをいたします。

○高田政府委員 私には岡委員の御質問の趣旨を最初取違へておりましたので大したお答へができませんでしたが、ただいまの、中毒になつておる者よりは、密造、密売、すなわち薬を持つておつたりあるいはアンブルに詰めてやつておつたり、さういふふうなもののこそこの問題の根源ではないかという御意見でございますが、まつたくさうなことであります。従つて先ほど私が罰則を強化する方向に進んでおると申し上げましたのも、特に密造、密売、しかも営利を目的としてこれをなすというふうなものについて、大体今日の麻薬取締法と同じ程度の罰則——七年くらいになるかと思ひますが、その程度の罰則にして行くといふことが実は問題になつておるのであります。

それから次の収容する施設の問題でございますが、私どもも同じやうにこの問題を考へまして、いかにいたすべきかといふことをいろいろ案を立て、実は予算の要求等もいたしたので

でございますが、いろいろな事情でこれが実現いたさなかつたのでございませう。しかしながらともかく何とか施設を設けて、これに強制的にでも収容できるといふことにいたさなければ、なかなかこの問題は解決をいたさないといふふうに私も考えておるのでございまして、その強制収容の立法につきましてはいろいろと法律的に論議もあ

なことも十分考慮して、ぜひこの予算の執行をいたすように考えておるわけでございます。

○岡委員 精神衛生法は、御存じのよう

に、各府県ごとに、人数は多少の差があるかと思ひますが、小さい県でも三名の精神鑑定指定医を設けておるわけでありませう。この三名のものが合議によつて、これは施設に入院せしむべきであるという断定を下せば施設に入

院をさせなければならぬ。その場合その費用は国が受持ち得るものならば県と共同でその負担をする、またその家族が負担し得るものであると認められた場合は家族が負担をする、こういう取扱ひになつておると私は記憶しておるのです。それで問題は、御存じのごとく精神病床は今入りたい、入りたい、入れなければならぬと希望されておる向きに對して、病床の充足率はわずかに二割七分なのです。だからこれは足らない。千八百床くらいそういうものを多少国の補助で建てられてみたところでは、やはり問題はそれくらいを建てたところで足りないといふことが一つ。

もう一つは、ヒロポンの患者は、やはり平常は生業に従事しておる場合が非常に多い。従つてその家庭の多少の収入源をなしておるという場合も多いと思ふ。これがある病室に入れると、その期間中はやはりその人の自由なる生産行動を制限することになつて、その人はその人自身の生活の資金というものを獲得ができないう状況に置かれるわけだ。その場合に——これはやはり広義の精神病患者なのです。ヒロポン中毒者は精神病患者じやないといふのではなく、明らかに中毒という状況

になつておればこれは意思薄弱な変質者なのです。これは明白に精神病患者だと思ふ。そこで精神衛生法の範圍を概念の上において拡張して、その上で三人の指定医がこの者は施設に収容すべきであるとした場合に、これは他の精神病患者と違つてやはりその入院に必要な治療に必要な予算というものは国なり地方団体が持つてやる、こ

こまでやらなければならぬ。精神衛生法は、ヒロポン中毒患者についてはからまわりをする。千八百床くらいの精神病床の増床では實際問題としてからまわりをする、そういう点ももう少し具体的につかんで、予算的にも考慮して行く必要があるといふことが一つと、もう一つはこの際何とかほんとうに若い青年が——青年ばかりを収容している刑務所に行きますと、ヒロポン中毒者が三割、四割を越える、これを見るのとわれわれは日本の政治の貧困を感ぜざるを得ない、悲痛な感慨に打たれることがあるのです。それにつけてもやはり青年に希望を持たすといふことはございませうが、そこ

こまでは行かないとしても、厚生行政のわくの中で、やはり大阪とか京都とか東京とか、ヒロポン患者の多いところには、この際国の方でも予算を出してもらう、そして精神衛生法を漫然と適用せずに、特に対象をこのヒロポン中毒患者、特に反社会的なあるいは犯罪的な行動が現にあつた者、かつてあつた者、またあり得る者などについてこれを調査して、これらをこの施設において直してやるというやうなことは当然お考えになつてしかるべきではないか。いわゆる特定の地域、ヒロポンから清められた地域を指定してやる

というやうな点を、もう少し積極的に政府はやるべきではないかと、こう私は思ふのです。これは別に新しく法律をつくるとか、予算をどうしようとかいふよりも、現在の精神衛生法に予算を裏づけてやる。特に特定の地域については、ヒロポンの中毒患者についての特定の施設を設けてやる、これくらいのことはいわば予算の面でもかなり操作をし得るし、ある程度の実効を上げることができるとは思ふ。こう私は思ふわけなんです、どう思われますか。

○高田政府委員 精神病ベツトが全体的に足りないといふことは御指摘の通りでございます。そこに千八百床くらいふえたところでとても何ともならないといふことは、まづたく私もさう考えておるわけでありませう。

それからヒロポンの患者を収容いたしました場合に、治療費とか、収入源がなくなりますので、これに對する生活のいろいろなめんどうを見るというふうな措置が必要であるといふやうなことにございまして、私どもも同じやうに考えておるわけでございます。さうな観点から、ヒロポンの關係の予算を要は要求いたしましたのでございませう。

それからこの問題については、特に悲惨の広い地域を特別に扱つたらいいじやないかという点につきましても、私どもも同じやうに考えておるわけでございます。ただ岡先生のただいまの御意見では、ヒロポン患者は精神衛生法の対象者として全部が考慮されるのではないか。それで精神衛生法の運用、あるいはそれに伴う予算の操作によつて何とかやられるのではないだろうか

といふやうな御趣旨の御意見のように拝聴いたしましたのでございませう。もしそうであれば、あまり立法措置というやうな問題は起つて参らないのでございませうけれども、私どものただいま考えておりますところは、ヒロポン中毒者の中には精神衛生法の対象になる者とならないものがある。数からいいますと、それに対しては精神衛生法と別個な措置を講じなければ、この問題は解決をいたさないのじやないか、かやうな観点からいろいろと実は研究いたしてございませう。しかしながらヒロポン患者の中で精神衛生法の対象になる者も、これはもちろんあるわけでございます。さうなものをいつきましては精神衛生法を弾力性をもつて運用をいたすことによつて、この問題の解決の一つの策にはなる、かやうな考えでおるわけでありませう。

○岡委員 これは一べんゆつくり皆さんと相談をして、精神衛生法の解釈をどういふやうに拡張解釈が可能なのかどうかというところを研究すべきだと思ふのですが、問題は、精神病といふものはこれは現在の定説として、たとえば局長が宴会に行つて一ぱい飲んで黒田節を歌つたら、急性アルコール中毒症という精神病です。かなり範圍が広いのですから拡張解釈は認められるものだと思ふのです。何とかひつくるめてやれば、あれで予算さえあればやれますから、御研究願ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 関連して……。私はおそく来しましたので岡先生から御質問があつたかもしれませんが、戦前日本

それから精神衛生法あるいは精神病院といふやうなお話もございませうが、今日でもヒロポンの中毒のために精神障害を受けるに至つておる程度のものでございまして、精神病院でこれを扱つてもらつておりますことは御承知の通りであります。従ひましてヒロポンの中毒者の収容施設として、予算は実現をいたしませんでしたが、精神病床の方は昨年より多く、たしか千八百床ばかり増床ということに予算の方で相なつておりますので、その精神病床に從來通りヒロポンによる精神障害者も収容いたして参ること

は一向さしつかえない、むしろさやう

第一類第八号 厚生委員會議録第十六号 昭和二十九年三月十八日

三

三

の年少者にヒロポン中毒患者がどのくらいございましたか。

○高田政府委員　戦前にヒロポン患者はいなかつたように私は承知をいたしております。

○山下(春)委員　　そういたしますとこれは戦後に起りました非常な不祥事実だと思ふのでありますが、私はこのヒロボンの蔓延の状況をつまびらかに存じませんけれども、新聞その他に報道されている状況を見て、十四、十五あるいは十三歳というような者がヒロボンを打つてみようという、その動機がどういうところにあつたかということとを御調査になつたことがあれば伺いたいと思います。

○高田政府委員　これは私どもの方で調査をいたしましたものではないかもしれませんが、取締り当局の方で事件になつたものを通じて調査をいたしましたものはないか、あるいは私にも記憶いたしましたところがあるか、私の記憶によりますれば、動機といたしましては実に種々雑多でございます。あまり大した動機というふうなことでなくて、むしろ青少年等の場合におきましては、友人からの誘惑であるとか、それから好奇心であるとか、入りまする動機におきましては非常に簡単なことからだん／＼と深みに入つておるということのように、私は承知をいたしておるのでございます。

○山下(春)委員　これも重複するかも知れませんが、今ヒロポンを密造いたしております人々の中で、国籍別に大要でけつこうですから伺いたいと思います。

○高田政府委員　これも資料が手元にございませので、正確なことは申し

上げられませんが、密造、密売等に當つておる人々、それによつて檢査された人々の中には、日本人でない者が相当多數あるというふうに承知をいたしております。

○山下(春)委員　ただいまの御答弁で、年少者がこれに手を触れます動機は種々雑多であるが、大体友達からの誘惑あるいはちよつとした好奇心というふうなところから入る。それからヒロボンの密造販賣をいたしております者は、検拏された者等によれば、日本人でない者が相当多数あるということに、私はこの問題の非常に大きな憂慮すべき問題があるということを考えざるを得ないのであります。かつての阿片戦争その他のことを考えてみましても——十三や十四の者がヒロボンを打つなどということを考えつくわけが、

さいません。敗戦後青少年が間違つた遊びやいろいろなことをいたしました個向が非常に多くございましたけれども、しかしながら一種の麻痺薬であるいわゆるあへん系統のものを使用するということを思いつくということは、そこに何らかの意図を持ってこれを指導し誘惑する者が陰にあると考えるを得ないのであります。そういう点から、これは厚生省の直接のお仕事ではないとも思われますけれども、しかしながらこういうものが国内に広く流布されております現状は、岡先生からもその点

の御指摘があつたと思いますが、これは厚生省としては一刻も猶予のできないことであり、そしてなまやさしいことではないけないうことであります。非常にと恐るべきことであります。しかも大人にも、私はつまびらかであります。人に、大人にも相当な中毒患者はあると

思います。それは大人というものは、いろいろ／＼な中毒患者が世の中にうじょうじよいるのでございますから、必ずしもヒロポンばかりとは思いませんけれども、年少者がこういうものに侵されるという現象は、ただ業務的な面から、小さい窓から見ないで、もつと根本的に、しかも非常なる大規模をもちまして、国が責任を持つてこれを取締ることに乗り出す——今ではおそきに失するのでありますけれども、取締るべきであると思います。厚生省といたしましては、直接こういうことに關係のある省として、これを取締り当局にまかしておくということははなはだ無責任、と申しては気の毒でありますけれども、容易ならざることだと思ひますので、その点に対する御決意を承つておきたいと思ひます。

○青柳委員長代理退席 委員長着席

○高田政府委員 このヒロポンの問題は、ただいま私がいろ／＼と御答弁をいたしておりますけれども、厚生省だけでではなく／＼どうにもなるものではないでございます。災いの一歩のもとをなななとしております密造、密売の取締りも、今日の体制におきましては私ども以外のところで御担当いただいておりますようなかっこうになつておりまして、それぞれの関係によつて、たとえば青少年の関係でございますればいろ／＼学校

とか、社会教育とかいう問題も出て参ります。従いましてこれは政府全体のの問題として取組むべき問題である、私どももさように考えておるのでございます。その現われとして今日行われっておりますことは、特に御指摘のように、青少年の場合が非常に重大である

青少年問題協議会というものが設置されておるわけでありませう。こゝへ各省並びに民間の有識の方も御参加になりまして、特に専門委員会をつくつてこれらの問題を取上げ、いろいろと討議研究を重ねて参り、その専門委員会並びに青少年問題協議会の結論も出て参つております。この線に沿つて関係各省がそれ／＼自分の分担に應じてこの問題を取組んで行こう、かような態勢を示しておるわけでございます。ただいま行われておりますことはさうなことでございませうが、いづれにしろこれは政府全体の問題として取組んで行くべきことである、しかもそれは緊急を要する問題であるという山下先生の御所見には、私どももまったく御同感に存するわけでございます。

○山下(春)委員　今の藥務局長の御答弁は、大いそれよりほかに方法がないと思ひますけれども、ただ今の御答弁の中で私幾らか氣に食わないのは、厚生省だけでやれる問題でない、内閣全体が――そんなことを言つておるののであります。各省の中で一体だれが一番責任を持てば手取り早く捕捉できるかといへば、やはり厚生省であります。政府はこういうめんどうな問題は何か審議會、何とか審議會にのみな相談してしまつて、その審議會は何をしておるかといへば、何もしてない

ということで、結論は何も生れていないのです。医薬分業にしろ、青少年のいの問題にしろ、めんどろな問題は何でも問題にしろ、めんどろな問題は何でも審議会をこしらえて、審議会の中に押し込んでしまろ。これが現在の内閣の姿であります。それではとてもこんな急を要する、そうしてこんな問題を審

大に考える問題を――さりとて厚生省の責任とは私は申しませんけれども、厚生省が、われ／＼に最も深い関係のあるこの問題をこうしておくことはできないのだ、審議会をこしらえてその中を送り込んだだけでは困るのだとが、わがん言つていただければ、これは非常に前進すると思うのでありますが、厚生省では青少年問題の審議会ができたから、それで結論が出るであらうといつていたら、三年や五年すぐたつてしまします。それではむしろあるものが全部むしばまれてしまつたあとになりますので、私は厚生省の業務局長をいじめるといふのではないのでありますけれども、どうか一番責任の多い、一番関連の多いあなたが先頭に立つて、どんなに政府にくづかれても、怒られ

でも、そんなことに屈せずがんばっていただいて、審議会などに送り込んで御安堵なされないように、厚生省の方もひとつ本気になつてやつていただく。内閣全体が動くようにしていただきたい。ことほどさうやうに重大な問題であると思いますので、この点を強く要望いたします。

○岡委員　今御答弁の青少年問題の協議会ができたことを承知しておりますが、これは売春禁止法の大きなスツップになつておるような感じがありますが、われ／＼の委員会としても、

このヒロポンの問題は、今御指摘のように、輕々にすべきものでもなく、すみやかに解決すべきものである。今御答弁のように、青少年問題協議会の方でヒロポン摘みについての何らか適切な対策についての要綱等がもしできておるのでありますしたら、ぜひとも委員長に

これを御配付いたいて、われ／＼委員としても、また委員会としても、適当な意思決定に到達すべき必要のある問題と思ひますので、資料として御配付をお願いいたしたい。

○高田政府委員 できておりますので御配付申し上げます。

○小島委員長 滝井義高君。

○滝井委員 あへん法案に関連して一、二質問申し上げたいと思ひます。昭和二十年に連合国総司令部の覚書によつて、けしの栽培が禁止をされたわけでありませう。その後昭和二十三年に麻薬取締法ができて、麻薬の使用等は相当嚴重な取締りが行われることになつたわけでありませう。従つて昭和二十年覚書が出た当時の日本のあへんの使用量、それから麻薬取締法が昭和二十三年に出た当時の使用量とは相当の違ひがあると思つておるのですが、それをひとつ、日本の必要とした使用量はどの程度になるか御説明をお願いいたしたい。

○高田政府委員 戦前の日本の麻薬の使用量は年によつて違ひますが、あへんにいたしまして大体三十トンから三十五トンくらいの間を行き来いたしておつたと存じます。終戦後麻薬の取扱ひが非常にやかましくなりまして、一時あへんも全然進駐軍に押えられてしまひ、それから麻薬の製造も禁止をされ、それがしばらくして麻薬の製造は禁止解除になりまして、製造ができることになつたのでございませうが、二十三年の麻薬取締法で非常に嚴重な規制をいたして参つたのでありまして、その間におきましては、戦前と違ひまして非常にあへんの消費量も少くなつております。大体年間五トンないし十

トンというふうな数字を示しておつたのでございませう。ところが昨年の三月に成立いたしました現行の麻薬取締法の施行に伴ひまして、今までの法律で不必要に取締りをいたしておりました点が是正されましたために、その消費量も平常の年の量に復しつゝあるものでございませう。二十八年には二十五トンを消費いたしましたような状況でございませう。大体さうなことが大勢として申し上げられると存じます。

○滝井委員 もしこの法案によつて、今後日本が麻薬いむゆるけしの栽培を實施をするとならば、国内において大体どの程度のものを栽培することをお見込みになつて計画を立てられておるのか。

○高田政府委員 来年度もしこの法律案が成立をいたしますれば、けしの栽培を再開いたし得る建前に相なるわけでございます。これはこの栽培によつてとれますあへんが不正なルートに流れまして、いろいろ問題が起るというふうなことも、十分顧慮いたさねばなりませんので、私どものたたいの気持ちでは、このけしの栽培を大規模に再開をいたすつもりはないのでございませう。取締りのできまする範囲におきまして、戦前からこのけしの栽培をやつておりました特殊な技術を存置いたしておるような地方に、徐々にこの再開をしてもいいまして、取締りの方とにらみ合せて、だん／＼に耕作反別をふやして参りたい、かような気持ちでたたいいゝるわけでございます。

○滝井委員 質問の要点は、そのけしの栽培をすることによつて、どの程度の量を二十九年度にはつくられる予定であるかということなんです。

○高田政府委員 これは二十九年度におきましては、今年の秋に種をまくわけでございます。収納は三十年度からになります。従ひまして二十九年度におきましては、この法律によるけしの栽培からとれるあへんというものは一応ゼロということに相なつております。

○滝井委員 二十九年度にまいて三十年度にとれるものは幾らですか。

○高田政府委員 ただいま幾らと予定をいたしておりません。これは申請者の申請状況等にもよるわけでございます。それから、私どもとしてはたたいいのところは予定をいたしておりませんけれども、大体の気持ちとしては、今申し上げましたように、そう大した量を予定しておらない、かようなことは申し上げられるかと存じます。

○滝井委員 そうしますと、さいぜんの御答弁で、二十八年三月、現在の麻薬取締法が制定されてから、平年度にかえつた、それが大体二十八トンないし二十五トンくらいだ、こういう御説明でございまして、それならば戦前においてはどの程度栽培をし、どの程度輸入をしておつたか、これをひとつ御説明願ひたい。

○高田政府委員 戦前は大体栽培面積が一番多いときで千六百町歩ほどでございまして、年によつて違ひますが、それで大体あへんの採取量といたしましては、最も多いときで約三十トン採取をいたしておりました。

○滝井委員 輸入量は……。

○高田政府委員 輸入はたたいい手元に資料がございせんませんが、その年の需要量との差額を輸入して参る、こういうことになるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと大体戦前三十トンないし三十五トンだ、こういうことでございしたので、栽培が三十トンできれば、輸入はその差額のゼロから五トンぐらゐを輸入しておつた、こう了解してさしつかえないですか。

○高田政府委員 ただいま申しました千六百町歩それから三十トンぐらゐのものを国内で生産をしておつたというの、最も多い年のことでございまして、それから戦前の国内の消費量が三十トンから三十五トンと申し上げましたけれども、多い年には四十何トンを消費いたしておることもございませう。今の御意見のようなことには、ただちに結論は参らないと思ひます。

○滝井委員 現在の国内のストックは大体どの程度ありますか。

○高田政府委員 今年の三月末で十トンということになつております。

○滝井委員 予算にあへんの栽培として百十五万円計上せられておるわけですが、その百十五万円はけしの栽培ばかりでなくして、サントニンの栽培も含まれておると思つておる。そうしますと百十五万円くらいでは何町歩栽培できますか知りませんが、サントニンと両方だということになれば、サントニンも非常に不足をいたしておる。それで、これはもう大して問題になる数量ではないと思ふ。そうしますと現在のこの予算書において、日本が輸入をするあへんの買上げ代金は大体一億四、十六トンになつておる、国内のストックが十トンとしますと二十六トン、それで現在二十五ないし二十八トン一年に使うということになると、こ

えられるのですが、その間の調整はどうしてやられるのですか。

○高田政府委員 予算に出ております薬用植物の百十五万円の補助金は、実はこの法律で再開をいたしますけしの栽培とは別な問題でございませう。ちよつと御説明を申し上げてみますと、この法律でけしの栽培を再開をいたすというところは本格的な問題でありませうが、実は昨年の秋に現在の麻薬取締法による麻薬研究者として、かつてけしを栽培しておられた地方でほんのわずか——これはたしか全国で数町歩だつたと思ひますが、ほんのわずか研究にけしの栽培をやつてもらつたのであります。それでこれにはいろいろ制限と、負担を負擔せられて研究をやつてみていたいただいておるわけでありませう。それで来年度、二十九年度にそのけしからあへんがとれるということになるのでございまして、これらの研究者に対して、百十五万円のうち六十五万円だけを種子の確保及び研究というふうなことに充てて補助をいたしたい、かような予算案でけしを栽培いたします場合には、補助金ということとは全然考慮しておりません。それからたたいいの保有量、また一億の予算で予定されている輸入量と、来年度のあへんの需給の關係は一体どうなるかという御質問でございませうが、先ほど申し上げましたように、来年度初めにおきまして国内の保有量十トン、それから一億四という予算によりまして海外から輸入をいたします数量を、私どもは大体一〇％のモルヒネ含有に換算いたしまして、十七、八トンぐらゐは輸入できると今

予定いたしております。それを合せまして来年度のあへんの供給には大体事欠かないという目算を立ててやつておるわけでございます。

○滝井委員 麻薬取締法ができた当時におきましては、せい／＼五トンか十トンで済んでおつたわけでありまして、それが麻薬取締りが緩和されるとともに、急激にその五倍の使用量が出て来た。戦前麻薬というものは放漫に使われておつたのです。ところがわれ／＼が現実診療に当つてみて、そう麻薬というものはめちやくちやに使えるものではない。ところがそれが緩和されたというところで急激に五倍以上も麻薬がふえて来たというところについて、これは普通の病院でそんなに急激に多くのふえ方をすることは、今までの受入れ、あるいは払出し等の嚴重な報告等から考えてみて、そう飛躍的な増加はないと思うので、これはどこか特殊のところにそういう要素があつたのではないかと考えられるのです。が、どういふところでこういう増加の要因をなしておるのですか、伺いたいと思う。

○高田政府委員 終戦後逐次あへんの使用量がふえて来て、昨年の四月から急にふえて来た。これはどこか特別にふえたところがあるのかという御質問でございますが、そうではないのでございまして、終戦後におきましては、御承知のように連合軍の麻薬に対する態度というものが非常に苛烈をきわめまして、と申しますことは、戦争中まで日本は麻薬については非常に国際的な信用がなかつた、さようなことも関連をいたしまして、非常に苛烈をきわめて、この取扱いにつきましては、

御承知だと思ひますが、犠牲者等も相当出ているわけでありまして、さようなことで終戦直後におきましては、片一方で麻薬のあへんは全部接収され、麻薬の製造も禁止されたというふうなことから、むしろほんとうならは医療用に使うべきところでも使われないでやつて来たというふうなことが真実の状況だと思つてございまして、それがだんだんと回復をいたしまして、そこに麻薬取締法の昨年の改正というふうなこともございまして、全般的に麻薬が正常なる使われ方をいたして来たというふうに見るべきであらうと思つてございまして、麻薬使用者の数におきましても、旧法時代、すなわち昨年の三月以前におきましては五万くらいでありましたが、新法になりまして現在では約十五万くらいにふえております。さうなことからいいたしまして、使う人がふえてくるわけでもございまして、当然使用量もふえておる。それからな旧法におきましては〇・二％の燐酸エデイン以下のものは麻薬としては扱わなかつたのであります。それ以上のものは全部麻薬として麻薬取締法の対象にいたしておつたのであります。が、新法で麻薬として扱ひません範圍を広げまして、一％以下は麻薬取締法の対象として取扱ひませんで、御承知のせきどめの薬や、家庭薬等にもど／＼入れて使えるようなことに法律を改正いたしました。さういふ關係から、元のせきどめ薬はあまりききませんでしたが、最近の薬は相當ききうになつて参つておるというふうなわけにございまして、この關係も使用量に非常に大きく影響して参つておることは事実であります。

なお麻薬の使用量をわが国の現在の使用量と諸外国の使用量と比較いたしました場合には、人口比で参りますと、まだ／＼わが国におきましては使用量は非常に少ないのであります。さういふわけで終戦後だ／＼とふえて参りましたことは、何も特別な事情でふえたわけではなくて、だ／＼と正常な形に返つて来たということが申し上げられるのではないかと、かように考へておる次第でございまして。

○滝井委員 大体増加の要因はわかりましたが、このあへん法でけし栽培をやめるものについて補助金がない。しかも百十五万円というのは、この補助金だと思つておりましたが、そうではないのであります。そうしますと、これはやはり重大問題だと思ひます。これは実験研究をやつた人に百十五万円の中から六十五万円くらいやることになるでしょうが、もしこのあへんの栽培者に政府が何ら補助金を出さずに、できたけしを買つて、その代金だけでまかなえということになりまして、これは微量で、しかも高貴なものなのですから、やみに流れることは火を見るより明らかでございまして。そうしますと、さいぜんも申しましたように、すでに日本は過去において麻薬については国際的な信用がないわけですから、さいぜんから岡先生なり、あるいは山下先生からる御説明があまりしたように、すでに現在日本の青少年というものが注射を打つというところに、よつて何らかそこに快感を得るといふ経験も経て来ているのであります。従つてそういう基盤のできておるところに麻薬の製造というものが、あるいは麻薬の栽培というものが国内の至る

ところで将来普通に行われる形ができて来る、自由ということば語弊がありましようが、ある程度の監視のもとに行われて来るということになりますと、戦前よりほかに危険な状態が出て来ておると思つて。現在すでに道義の類廃ということば、もう衆目の一致するところなんです。さういふ客観的な道義の類廃、さうしてしかもヒロポンというふうな注射を打つ経験を青少年が持つておるという状態、そこにけしを自由に栽培するといふ要素が加わつて来るならば、これはもう日本の国内は麻薬の中毒患者がぐ／＼ふえて来るというところも、今の日本の状態から考へて確実だと思つておる。むしろわすかに一億円で十六トンが輸入できるとするならば、これは考え方によつてはあへんの栽培といふものをもう少し延ばす方がいゝのではないかと、結論さへも出て来るのではないかと、思うのですが、この点事務局で絶対さういふことは起らないという自信があまりないのですか、いかがですか。今までのヒロポンの状態あるいは過去の日本の麻薬中毒の状態等から考へて、どうもさういふ杞憂がしてならないのです。

これは二億もあれば三十二トンの輸入ができるんですから、二億四千万の金なら、むしろ国内のさういふ危険がある状態から考へてつくらない方がよいんじゃないかと、結論さへ出る。その点の御答弁を願ひたい。

○高田政府委員 補助金を出さぬことにはやみに流れやせぬか、こういう御質問でございまして。採取いたしましたあへんはすべて政府が収納するのでございまして、そのときの収納価格の問題になつて来ると思つております。

それで収納価格を幾らに定めるか、どういふふうに定めるかということにつきましては、法律案の三十一條にございまして、これは耕作者が十分に採算が合うといふことを、やはり十分に採算価格をきめざるの重要な要素の一つとして考へて参るわけでありまして、従ひましてその補助金を出さぬからやみに流れるのではないかと、いふ点につきましては、さほど御心配はいらないんじゃないかと思つております。ただいくらか十分採算が合ひ、また相当な他の裏作をやりますよりは、たとえば例をあげて申しますならば、麦を耕作いたしますよりは、相當な収益があつても、これをやみにあへんとして流した場合には、より莫大な収入になるというふうな事情、それからたゞいま御指摘の国民道義の問題、現在の状況というふうなものからいいたしまして、やみに流れるおそれが多分にはせぬかという御意見であります。この点につきましては、私は先ほど申し上げましたように、私もどしどし上げて十分心に配をいたしまして、この法律案の全体をお説みいただきまして、わがしのでございまして、非常にやかましく規制を加えております。しかも先ほど申し上げましたように、栽培をいたしたいという申請がかりにたくさんあつたといひましたし、われ／＼が取締りをいたし得る能力の限度というものとにらみ合せながら、その範圍を広げて参りたい、かように考へておることは、先ほど申し上げた通りでございまして。しかるにそれだけ危険を冒して、一体国内でけしの栽培をする必要がないんじゃないか、全部輸入したらよい、こういう御意見は確かに一応も

つともの御意見でありまして、私どもとしましては、この法律案を起草いたしました際には、その点を一番問題にいたして検討をいたしましたわけでございます。しかしながら戦前日本は、けしの品種で一貫種と称しておりますが、多年改良に改良を加えて、りつばな品種もつくつておる。そうしてそれを栽培し、そこであへんを採取しておりました人々も、だん／＼と年をとつて参りまして、しばらくはつておきますと、そういうふうな技術というものがなくなつてしまひやせぬだろうか。さういふ品種というものが非常に失われてしまつて、心配なことになつてしまひやせぬだろうか。そういうふうなことも十分に想像されるところであります。またやりたという希望も相当出て来ております。さういふ点をあわせ考へ、また輸入々々と申していかなる場合にも輸入をすることだけにたよつておること、外貨事情のこの際はどうだろうか。かようないろ／＼な諸般の事情を総合判断いたしましたして、この際けしの栽培を全然してはいけないうんだという今日の体制は、これは改めてできることにしておいて、しかしながら実際に耕作をいたす範圍というものは、取締りの面と十分にらみ合せてだんだんと広くして行つたらどうだろうか。さういふ考えからこの法律案を実は御提案申し上げた次第でございます。

○**滝井委員** 今の局長の御説明、なかなかもつともだと思ひますが、なぜ私がさういふことを申し上げるかというと、現在のタバコの栽培、これは類似のものなんです、非常に嚴重に政府は専断制をとつて取締つておる。しかし町のパチンコ屋に行つてごらんになると、「光」と同じものが、同じような箱に入つて氾濫をしておる。これはおそらくどこか私設の専断局があるんじゃないかとさへ思われるほど氾濫をしておる。タバコでさえもあのくらい偽造品が氾濫するのですから、さういふわずかの量で非常に高い値段のするものは、さういふことに流れるのは当然だと思ふので、慎重な態度でやつていただきたい。

最後にひとつ、三十三条についてですが、ここにいろ／＼、けしの耕作者の栽培にあつて、風害、水害、雨害、震害と書いてございます。虫害がないようでありまして、けしには大体虫害というものはないものなんです。か、私、虫害があるというのを聞いておるのですが、虫害が抜けておるのですか。これを最後にお尋ねして私の質問を終わりたいと思ひます。

○**高田政府委員** 私も専門家でございます。私、虫害があるという虫害があるかどうかにいふことは十分に承知をいたしておりますが、かりに虫害があつたとしても、その他の災害といふことになりまして、これは災害補償の対象になるかと思ひます。

○**岡委員** 私のお尋ねしたいのも、実は滝井君と同趣旨なんです。問題は国内であへんの栽培が認められ、従つてあへんを原料とするところの麻薬の製造もでき得るというふうになりまして、さういふところからいまして、先ほどいろ／＼と論議をいたしましたようなヒロポン患者がでやしないかという点を心配いたしておたのであります。そこで今局長の御答弁によりまして、いわばあへん栽培者の特

殊な技術と、多年の経験から得たい品種が、今これを自由に栽培せしめることを許さないでよくと、絶えてしまふのではなからうかという点の一つの理由である。いま一つは、たゞ二億円でも、やはり貴重な外貨であるから、国内において自給することが、日本の海外収支の上から見て適當ではないかということ、同時にまた第三点としては、この法案を通じて、このようになあへんの悪用については十分規制し得る程度のものを条文にうたつてあるから、この方の御心配はなからう。大体この三点で一応われ／＼の杞憂が取除かれるであらうという御答弁であつたのであります。そこで一応お尋ねしたいことは、ここに詳しい数字の統計がないといひましたも、外国から輸入をされておつたあへん、モルヒネ、あるいはヘロイン等に基くところの中毒患者、すなわち厚生省の方でキヤツチされた中毒患者のこの数年の年次の数字をひとつお答え願ひたい。

○**高田政府委員** 私どもの方での確に把握いたしております麻薬中毒患者は、昨年末で七千九百四十四人です。これはこの年々若干ずつ増加をいたしております。この麻薬は何であるかと申しますと、大部分は密輸のヘロインであります。ただいま七千九百四十四人申したのは、七千四百四十五人。そのうちでヘロイン及びモルヒネが五千八百七十八人、コカインが九十三人、あへんアルカロイドが四百三十五人、その他が五百九十八人。これは正確に把握いたしております中毒者でございます。私どもはもう少し多いといふふうには推定をいたしておりますが、その数字はたしてどのくらいかとい

うことになりまして、ヒロポンのような多数のものでないことは確実でございます。おそらく二万内外あるいは三万に近いといふふうなところのことではないかと存じておりますけれども、これは推定でございますから正確ではございません。

○**岡委員** 取扱う医師とすれば、一応これは麻薬中毒患者であるという診断を下せば、その府県の知事等に届出をしなければならぬはずではないかと思ひましたが、さうでしたか。

○**高田政府委員** さうであります。

○**岡委員** そしてその数字を集計されたものが、今の七千四百四十四人になつておる。――そこで問題は、それはここ数年の間に、ヘロインあるいはモルヒネ――特に最近私どもがつけづれに読む小説などを見ると、モルヒネを輸入してヘロインをつくつておるといふのが東京府内の実情であり、私は非常にスリルに満ちた探偵小説なんかを、二回見たことがある。モルヒネを輸入してヘロインをつくつておるといふことは十分あり得ることですが、さういふ場合当局の麻薬取締官等が押収したモルヒネ、ヘロイン等の麻薬の量は、ここ数年、年次のどのような動向を示しておるか、伺いたい。

○**市川説明員** 昭和二十七年に押収いたしました生あへんは二キロ四百五十五グラム、二十八年においては四キロ四百二十五グラム、それからヘロインは二十七年が八キロ二百九十九グラム、二十八年が十一キロ九百五十九グラム、コカインが二十七年が六百四十二グラム、二十八年が三百九十九グラム、モルヒネが二十七年が二キロ三十グラム、二十八年が一キロ九百二十グラム、あ

へん煙膏が二十七年が八十三グラム、二十八年が四十グラムであります。

○**岡委員** さういふふうな、いわゆる不法な手続を経て外国から密輸入され、そして当局によつてたゞ／＼発見され押収されたものの量が、二十七年と二十八年度を比べてもかなりふえております。そのふえておる背後では、このように不法に輸入をされた麻薬の常用者の数がこれに比例してふえておる。かつまたこれは比例して大いにふえておるであらうという状況を暗示するものではないか、と私どもは見るのであります。この点についてあなたの方のお考えはいかがでございますか。

○**高田政府委員** 私どもも大体岡先生と同じような考え方を持っております。国内に入つて来るものが、国内の麻薬中毒者がだん／＼ふえて来るからふえるのか、あるいは入つて来るものが多くなるからふえるのか、その因果関係はなかに／＼むずかしいことだと存じますけれども、ともかく最近の麻薬事犯を通じて観察いたされまして、これは、麻薬の密輸入、密売といふふうなものが非常に組織的になつて参り、従つてわれ／＼が取締りをいたす際に、これに對するやうな組織的な敏速な態勢をとつて参らないうとなく、おつつかない。非常にむずかしい犯罪の態様を示しつつあるといふことは、確かに申し上げられると思ひます。

○**岡委員** それはしかし私はこう思ふのです。これは麻薬を使用する者について、また麻薬そのものについて、もはやグレシヤムの鉄則が生きておるので、悪質が良貨を駆逐するという形において、両方とも／＼の相関的理由

でふえて来ておると思う。根本的に言へば、これは吉田内閣の疑獄の責任であるといふ言ひなければならぬ。そういうふうにいふ国民が希望を失つて、せつないな快楽に走ろうとする道義的な類は、明らかに政治の貧困ではあるが、これは青柳先輩もおられるからあえて慎むといひまして、とにかくそういう数字の裏に隠れていうふうには逐年ふえて来ておる。しかもおそろく密輸入業者の密輸入の段取りがまず、巧妙になつて来ておるにもかかわらず、ふえて来ておるということも考えられるわけなんですね。そこでそういうふうにとん／＼大量に麻薬がふえつつあるということに対して、何らか適切な納得の行く方法を具体的に示し願ひたい。でないと、国内でこれが納得できるということになれば、これは現在国外から個々に持ち込まれるものについても、相当な処罰をもつて臨まれておるにもかかわらずふえて来る。これが国内であへんを自由に販賣することができるといふことになれば、これを原料とする麻酔剤がふえて来るという事にもなるので、国外から入つて来るものが年々ふえて来る。これを取締り得ないうらみがある。なぜこれが十分に取締り得ないのであるか。これをあなたの方のこれまでの経験上から、こうしたらいいのではないかと御意見があつたらお聞かせを願ひたい。

○高田政府委員 これはなか／＼むずかしい御質問でございまして、どうしたら麻薬の密輸、密売というものが取締れるかという事になりますと、その速効薬があるものではない。法律的な措置におきましては十分な罰則も設

けておりますし、取締りの厳正を期するといふ意味では麻薬取締法というものがあつて、十分な規制を加えておるわけでありまして、従ひまして結局は取締りの任に當る機構なりあるいは人なりの質的、量的、技術的な向上を期してこの問題に対応するよりほかの方法がないのではないかと、かように考へておるわけでありまして。

○岡委員 その通りなので、私も非常にむずかしい問題であらうと思ひ、これは長年日本政府もいろいろ苦勞しながら実効をあげて来なかつた。そこであへん法でそういうむずかしい問題についてたくさんの方章を起してその取締りをやる。が、これまたその実効が期待されるかどうかという点に私は疑問を持つので、その点でお尋ねをしておるのでありますが、この条文に盛り込まれたようなもの／＼な規制の方法をもつてすれば、不法にあへんの常用者がふえて来るようなことはあり得ないという点について政府の方では確信があるのか。われ／＼が納得のできる、こういう具体的な方法でもつてやれるという事その骨子となる点をもう一度御説明願ひたい。

○高田政府委員 この法律の全体をごらんいただきますと、まずこれはほとんど常に綿密に規制した法律は少い／＼の程度に規制を加えております。ただいく／＼法律で規制を加えても、今の覚醒剤と同じようなことで、やみにくく分はどうかというふうな感じがしないやないかという御心配があるかと思ひます。そこで問題になつて参りますのは、先ほどからたび／＼申しておりますように、どういふ程度にこの栽培を許して行くかというその実際の扱いが非常

に問題になつて来る。私のただいまの考えでは、これは取締りの任に當ります関係當局が十分なる目を光らせます以外には、耕作者がお互いにいろいろ相互監視をするようなことにでもなりするならば、非常にその辺はうまく参るのではないかと。実は戦前日本は相当広い耕作をやつておつたわけでありまして、その当時からさうな組織といふものもある程度できておつたやに私も承知をいたしておるのであります。従つてむしろ私の気持では、さうな組織などもできて、十分に取締りができる範囲でだけ許して行こう、その程度の考えを持つておるのでござい

ます。従ひまして、この法律が通りまして、ただちにけし栽培を方々でやつて、それが流れて行くといふふうな御心配は、まずこの運用によつてなくして参りたい、かようなつもりでおるわけでございます。

○小島委員 杉山君。

○杉山委員 私はけしの栽培について一、二伺つておきたいと思つたのであります。

さきに滝井委員のお伺ひしたところでは、戦前の栽培面積は千六百町歩ほどあつた、こういうことでございまして、二十九年度はまだ不明で、大体申請者の模様によつて決定する、こういうふうなお話でございしたのが、もし申請者がございしたならば、何ほどでも許すつもりであるのか、まずこの点を伺ひたいのであります。

○高田政府委員 法案の十一條に「厚生大臣は、毎年、けし耕作又は甲種研究栽培者がけしを栽培することができる区域及び面積を定めて、公告す

る」ということになつております。これは何々県のこととこの地方といふふうな厚生大臣の方で先き定めてしまふ、それで面積も全国で幾ら、何々県では幾らといふふうにきめて公告をするわけでありまして、それでその範囲で許して行くわけでありまして、しかしながらその面積にも申請者が達しない場合には、もちろんそれより以下になります、それがそれ以上出て参りました場合には、栽培を許可いたさない、かような運びに相なる次第でござい

ます。

○杉山委員 そういたしますと、大臣はあらかじめ区域並びに面積を公示する、こういうことならば、先ほどお話の、二十九年度はどれくらいやるといふ大体的予想があるはずだと思つたのですが、さきのお話ではそれはわからな

い、こういうふうなお話でございしたから伺つたやうなわけでありま

○高田政府委員 私の申し上げ方が悪かつたかも知じませんが、大体まきつけをいたすのは本年の秋でございまして、従ひまして、それまでに定めればいいのでございまして、それで予算が通過いたしますれば、本年の春には外国から輸入をいたすことになつております。その買付の状況でございまして、か、それから国内のあへんの需給の状況等をいろいろにらみ合せて、本年の秋までにきめたい。それで、ただいまのところ何町歩とか、何十町歩とかいふ数字については、まだ腹案を持つておりませんけれども、いすれまきつけをいたしますまでは、諸般の情勢をにらみ合せて、しかも先ほど来、るる私が申し上げておりますように、取締りのできる程度、範囲、地方

でということをお頭に置いて、その面積なり、区域なりをつかみたい、かようなつもりでいるわけでございます。

○杉山委員 実は戦前私も大阪の三島地方で、御承知のように、たくさんつくつておつた関係もござい

ますので、一応そういうことがわかりますれば、われ／＼の地方の非常な参考になる、こういう点で、あらかじめその点を伺ひたい、こういうふう

に考えたわけであり

そこで、先ほどお話をございしましたごとく、けしを栽培するといふのは、現在栽培しているものよりもより多くの所得がなければ、これは勤めてもできないと思つたのであります。そこでけし栽培をいたしますと、反当り一体どれほどの収入があるというお見通しでござい

ますか。

○高田政府委員 これはしばらくとぎれておりますので、栽培の状況がどういふふうになつて参るかといふことは、実際にやつてみませんとちよつと見通しがつかないと思つたのでござい

下手にもよるわけでございますが、政府の収納価格によつて非常に大きく左右される、それでその収納価格を定める際には、生産者の生産事情というものを考慮の一番大きな要素に置きましてこの価格を決定しなければならぬ、かように存じているわけでございいます。

○杉山委員 今お伺いするような反当り一万二千円やそこらですと、たとえば麦をつくりましても、上手につくりますれば三石内外とれますから、現在の作でも大体それ以上になるものであります。そういうような点で、政府の方でいろ／＼と御要望になつても応じにくい。また今申すようないろ／＼なめんどろな取締り等もございまして、そういう点を非常にきつらう農民としては、むしろ少しくらい収入は少くても楽な方がいい、こういうことになりはしないかという心配をいたすのであります。それはそれとして、そういう収納価格はいつごろにきめて、農民に知らされますか。

○高田政府委員 三十一條の二項にございしますが、「毎年九月三十日まで、あへんの収納価格を公告する。」ということになつております。言葉をかえて申しますと、種をまく前にということとでございいます。それでその価格によりまして翌年度とれましたあへんを収納いたすわけであります。

○杉山委員 そういふふうな種をまく前にその年の収納価格がわかつておらなければ、いわゆる災害補償の問題におきまして、七割の収納があれば補償をしない、こういうことになつていまして、価格の模様があとで変動されると、七割にならなかつた、こういう

問題でいろ／＼問題が起つて来ると思ひますので、あらかじめそういうふうな収納価格がわかりますならば、三割以上の災害、こういう場合に初めて補償の問題がはつきりして参ると思ひたいであります。しかしその三割の災害といふものも、そうするとその地方々々によつて、大体この地方はこれだけの収納がある、こういうきめでございすか、あるいは政府自体の方で大体一反歩ではこれだけとれるもの、これがとれなかつたらどう、こういうことになるのでございすか、あるいはそういう概括的なものではなしに、その地方地方で、お話のように土地の關係もございまして、また栽培技術の關係もございまして、いろ／＼と収納の率が違ふのでございすか、もし政府の方でただ概括的にきめておきますと、今のような各所においていろ／＼の弊害がまたできて来るのではないかと思ひますが、その点ひとつお伺いしておきま

す。

○高田政府委員 収納価格は含有してあるモルヒネの量できまると思ひますが、そのきめ方は地方々々によつて區別をするかというところでございしますが、これは全国一本できめたいと思ひます。そうして土地の關係その他でもそれだけの採算のとれないところではこれはやらないということになつて来なければならぬ。従つて結果といたしましては、おそらく昔からやつておいでになりますところ、栽培技術の十分に上手な方がたくさんおられて、耕地の土壤の關係等も非常に都合がいいというところを、私どもも区域として指定をいたすつもりでありますし、また申請も出て来る、

かようなことに現実問題としては相なるかと思ひます。

○杉山委員 収納価格はモルヒネ含有量のパーセンテージでお出しになる、これは特別問題はないと思ひます。ただこの土地は三割の災害があると認めないのでこれを標準に置くかといふことなんであつて、その地方々々の大体の生産率と申しますか、収穫率といふものがはつきりわからないと、三割以上は災害かどうかといふことはわからないと思ひます。大体そういうことを地方地方の植へつける場所、ここでは大体このくらいは収穫なんだ、こういうことをあらかじめおきめになつていのかどうか、その点をお伺いしているわけでありま

す。

○高田政府委員 その点につきましては災害補償のことを規定しております三十三條の条文をごらんいただきますと、「その者の平年度収納代金の額の十分の七」、こういうことに相なつておるのでございす。その具体的なその人の平年度収納代金の算定の方法は政令の定めるところによる、こういうことに相なつておるわけでございすので、御心配はないものと存じます。

○杉山委員 年々栽培をされていならば、大体その人の平年の収穫量といふものはわかるのであります、今度しばらくぶりで初めてやる、こういうことになりますと、そこは標準がきまらぬ、こういうわけなんです。だからそこをどういふふうな政府の方でおきめになつていのか。大体こういうふうになるからこれくらいとれるのだ、それにならなければどうする、こういうのか、この地方では戦前に栽培して

いたときにこれ／＼であつたから、その地方ではこれ／＼とれる、こういうような標準をきめていのかどうか、この点を伺つていられるのであります。

○高田政府委員 なるほど来年度、本年度は初めてだから平年度がない、やないかという御質問でございすが、それはまつたくその通りでございす。従いましてまあ戦前にやつておられましたときと同じような条件のときでも押えていふことに相なるかと存じますが、その辺のところはただいままだ十分に成案を私自身も持つておりません。ただ御指摘の大阪の三島郡につきましては、先ほど申し上げました本年度麻薬取締法による研究者として若干の研究的な栽培をしていただいておりますので、さういふもの、その実績等もその際の資料の一つとして考へ得るのではないかと、かように今のところ考へております。

○杉山委員 まあそういうような点でいろ／＼とやつていただきたいと思ひますが、これは非常に微妙な点で、三割減収だといふことはもちろんいわけの政府の収納した量によつてきめられるのだらうと思ひますが、その点で先ほどいろ／＼御心配があつたように、これを隠して他に転売されるのではな

いかという心配もある。私はそういう悪い百姓さんがあるとは思ひませんけれども、ごくわずかなところでありますと、これならばいわゆる災害補償にかかるといふことから、今言うようにそのものが隠される、あるいは転売されるという危険もないとは限らないと思ひますが、そういう点についての十分なる監督はされるだらうと思ひます。他の農作物については御承知のよ

うにそういう災害についての評価委員と申しますか、災害評価の共済制度があるわけでありまが、平生からそういうふうな災害の模様を調査をする委員とか、何らかの制度が考えられてい

るものでしょうか、どうでしょうか。

○高田政府委員 その点につきましては、ただいま具体的には考へておりませんけれども、この仕事を進めて行く際におきましては、農林省の特産系統の方と十分に連絡をし、協議をしてやろうといふことに、政府の内部では話合ひをしております。さういふことにつきましては、農林省方面がいろ／＼と事情にお詳しくと存じますので、この方の御意見も聞いて、もしさうなものが必要であるというようにことにひとも十分考へて参りたい、研究を今後重ねて参りたい、かように考へております。

○杉山委員 栽培者の問題については、私はききよはこれだけにしておきます。残余のものはまたあとでお伺ひしたいと思ひます。

○小島委員長 本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時三十九分散会

昭和二十九年三月二十四日印刷

昭和二十九年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局